

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年3月31日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年4月19日から平成22年5月10日まで縦覧に供する。

平成22年4月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 揺の元地区	坂出市環境経済部農 林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鋸地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 塚田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 外新開地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 古田上所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上屋敷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 原下地区	〃